

仕様書

1 件名

校務用コンピュータ賃貸借

2 賃貸借の内容

(1) 契約期間 : 令和 7 年 7 月 16 日から令和 12 年 5 月 31 日まで (59 か月間)

賃貸借期間: 令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日まで (56 か月間)

(2) 契約方法については、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とする。

(翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除する。)

(3) 本件における賃貸借物件(以下、「機器等」という。)は、本市が別途行った機種選定により決定した機器等販売業者より、同機種選定で決定した金額で購入すること。(本件受注者の所有物となる。)

ア 機器等の合計金額: 156,467,179 円

(うち取引にかかる消費税および地方消費税の額 14,224,289 円)

イ 機器等の代金については、本市と賃貸借契約締結後、機器等販売業者と売買契約を締結し、30 日以内に機器等販売業者が指定する口座に一括して振り込むこと。

ウ 機器等販売業者

福島県会津若松市中町 1 番 4 号

株式会社 栄町オサダ

代表取締役社長 林 勝義

エ 機器等の内訳

機器等の型式や単価、数量等については、「別紙 機器等一覧表」のとおり。

設置場所の名称及び住所は以下のとおり。

【小学校】

No.	学校名	住所
1	鶴城小学校	東栄町 7 - 7
2	城北小学校	城北町 2 - 1
3	行仁小学校	行仁町 6 - 1
4	城西小学校	川原町 4 - 1
5	謹教小学校	米代一丁目 5 - 33
6	日新小学校	日新町 7 - 40
7	一箕小学校	山見一丁目 4 番地の 2
8	松長小学校	一箕町松長四丁目 9 - 2
9	永和小学校	高野町大字上高野字村内 43 - 1
10	神指小学校	神指町大字高瀬字大道東 108 - 3

11	門田小学校	門田町大字中野字村前 1 - 1
12	城南小学校	門田町大字黒岩字大坪 25 - 1
13	大戸小学校	大戸町上三寄大豆田 116
14	東山小学校	慶山一丁目 2 - 1
15	小金井小学校	門田町大字日吉字小金井 48
16	荒館小学校	北会津町下荒井字八幡前 13
17	川南小学校	北会津町小松 490 - 2

【中学校】

No.	学校名	住所
1	第一中学校	蚕養町 11 - 1
2	第二中学校	城前 1 - 7
3	第三中学校	湯川町 4 - 20
4	第四中学校	桜町 110
5	第五中学校	門田町大字御山字村下 314
6	第六中学校	神指町大字黒川字湯川東 296
7	一箕中学校	一箕町大字八幡字堰下 70
8	大戸中学校	大戸町上三寄香塩 211 - 1
9	北会津中学校	北会津町中荒井 2107 - 1

【義務教育学校】

No.	学校名		住所
1	河東学園	前期課程	河東町南高野字金剛田 1
2		後期課程	
3	湊学園	前期課程	湊町大字共和字上馬渡 171
4		後期課程	

【市教育委員会】

No.	学校名	住所
1	教育委員会学校教育課	東栄町 3 - 46

- (4) 賃貸借料の支払いについては、前月分の請求及び履行確認後、30 日以内に月額で支払うものとする。
- (5) 機器等に動産総合保険を付し、賃貸借料に含むものとする。
- (6) 機器等の保守については、初年度のみ機器等販売業者が行うものとし、本賃貸借契約には含めないものとする。
- (7) 機器等のうち、有体物については、シールによる所有者・賃貸借期間の表示をするものとする。

る。

受注者は、必要な数のシールを本市へ提供し、機器等販売業者がシールを貼付する。

(8) 機器等の返還については、賃貸借期間満了後、受注者の負担で回収するものとする。

(9) 受注者は、契約終了後又は契約の解除による機器等の返還後においては、当該機器内のデータについて適正な廃棄（データ消去等）を行うこと。

また、この場合のデータ消去は、データ消去ソフトウェアを用いるなどして全てのデータを復元が困難な状態にし、データ消去作業が完了したことを証明する報告書を市に提出することとする。

(10) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を遵守すること。